

## 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 係る現状と課題について

## 1 前提

- 平成26年12月15日開催の国家戦略特区WGにおいて厚労省が示したスケジュール案には、27年12月には、診療開始となっていたところ。
- しかし、昨年の国家試験合格者について、医師免許証が交付されておらず、 診療が開始できていない(平成28年7月12日現在)
- なお、A病院においては、外国人医師の診療により新規に見込める予測収入として、年間約4千万円を見込んでいる。

## 2 経緯

- 国家試験合格者が、日本国内で診療を可能とするためには、相手国(この場合は米国)との協定(口上書)を結ぶ必要があった。
- 厚生労働省から外務省を通じて米国大使館に口上書締結の要請が届いた ところ、外務省に口上書が送付されるまでに最大5か月(1月~6月下旬) かかった。
- A病院の別な勤務医が米国大使館での勤務経験があったため、個別に大使館に対し本年4月に問い合わせをしたところ、口上書の締結に向けた動きがなかったことがわかった。
- その後、本年6月下旬に米国大使館から外務省へ口上書が送付され、7月上旬に厚労省に到達した。近日中にはA病院の医師に対し医師免許証が交付される予定であり、その段階で診療が可能となる。

## 3 要望事項

○ 今後は、各国大使館等も含め、本件の事務処理ルールを確認の上、手順や標準処理期間を明確化し、相手国とも早期に調整して、診療開始できるようにしていただきたい。